

議案第86号

入間市個人情報の保護に関する法律施行条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の規定に基づき条例で定める事項を規定するため、新たに条例を制定したいので、この案を提出するものである。

入間市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 法第2条第11項第2号の地方公共団体の機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「実施機関」という。）のことをいう。

(手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書又は図画（法第87条第1項の規定により当該保有個人情報が記録されている文書又は図画を複写したものを含む。）の写しの交付により個人情報の開示を受ける者は、規則で定める当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への意見聴取)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成7年条例第34号）第1条に規定する入間市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、法第3章第3節に規定する施策を講じようとする場合

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(入間市個人情報保護条例の廃止)

第2条 入間市個人情報保護条例(平成18年条例第39号)は、廃止する。

(入間市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の入間市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第16条第1項又は第27条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正等については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物(一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限るものとし、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前条の規定の施行の日前にした旧条例第45条から第48条までの規定による違反行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

(入間市情報公開条例の一部改正)

第4条 入間市情報公開条例(平成15年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第5号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

(入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第5条 入間市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成7年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「入間市個人情報保護条例(平成18年条例第39号。次条において「保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。次条において「保護法」に改める。

第2条第1項中「保護条例」を「入間市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)」に改め、同条第2項中「保護条例」を「保護法」に改める。

(入間市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 入間市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成7年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「入間市個人情報保護条例(平成18年条例第39号。以下「保護条例」という。)第34条第2項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)第105条第1項」に改める。

第6条第1項中「保護条例第34条」を「保護法第105条」に、「保護条例第22条及び第29条」を「保護法第82条、第93条及び第101条」に、「保護条例に」を「保護法に」に改め、同条第3項中「保護条例」を「保護法」に改める。

(入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「入間市個人情報保護条例(平成18年条例第39号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。